

事業者の皆さまへ

10月1日から
制度開始！

消費税の 軽減税率制度説明会を開催します

本年10月1日から導入される消費税の軽減税率制度は、帳簿の区分経理・記載事項の追加など全ての事業者の方に関係がありますので、是非ご参加ください。

○ 実務的な内容の説明会（90分間）

軽減税率制度の概要のほか、区分経理（記帳）から申告書の作成まで詳細な説明の後、質疑応答を実施します。

東淀川税務署会場

【会場】東淀川税務署 別館3階会議室
（大阪市淀川区木川東2-3-1）
【日時】10月11日（金）15時～16時30分
10月28日（月）15時～16時30分
11月28日（木）15時～16時30分
12月17日（火）15時～16時30分

東淀川納税協会会場

【会場】東淀川納税協会3階講堂
（大阪市淀川区木川東2-1-10）
【日時】10月18日（金）13時～14時30分
11月14日（木）13時～14時30分
12月10日（火）13時～14時30分

淀川区役所会場

【会場】淀川区役所 6階601会議室
（大阪市淀川区十三東2-3-3）
【日時】10月24日（木）14時～15時30分
11月19日（火）10時～11時30分
12月13日（金）14時～15時30分

東淀川区役所会場

【会場】東淀川区役所 3階304会議室
（大阪市東淀川区豊新2-1-4）
【日時】10月3日（木）10時～11時30分
11月8日（金）14時～15時30分
12月5日（木）10時～11時30分

ご参加には事前登録が必要ですので、下記「問合せ先」までご連絡をお願いします。

（事前登録がない場合でも、当日、会場に余裕があれば、説明会にご出席いただけます）

また、ご来場の際には、公共交通機関等をご利用ください。

なお、各税務署では、軽減税率制度説明会を開催しています。

開催予定は・・・

消費税の軽減税率制度



問合せ先	東淀川税務署	法人課税第一部門
	TEL 06 - 6303 - 0280 （ダイヤルイン）	